

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和5年6月6日  
犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

**1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討**

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

**2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設**

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

**3 国における司令塔機能の強化**

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

**4 地方における途切れない支援の提供体制の強化**

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXの活用に関しても検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

**5 犯罪被害者等のための制度の拡充等**

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

開催経過・構成員

(開催経過)  
令和5年9月（第1回）～令和6年4月（第8回）

(有識者) ※敬称略・五十音順、◎：座長  
◎伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授  
太田 達也 慶應義塾大学法学部教授  
武 るり子 犯罪被害者遺族  
野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授  
前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授  
和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(関係府省庁) 警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省  
法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(事務局) 警察庁

第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

【国】～犯罪被害者等施策の総合的立案・実施  
・地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等  
・民間被害者支援団体への情報提供 ・地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置

【都道府県】～域内の犯罪被害者等施策の総合的推進  
多機関ワンストップサービスの中核的役割

【市区町村】～域内の犯罪被害者等施策の推進  
生活支援のための各種制度・サービスの実施主体

【都道府県警察】～犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握  
ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し

【民間被害者支援団体】～民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援  
初期から中長期にわたる支援

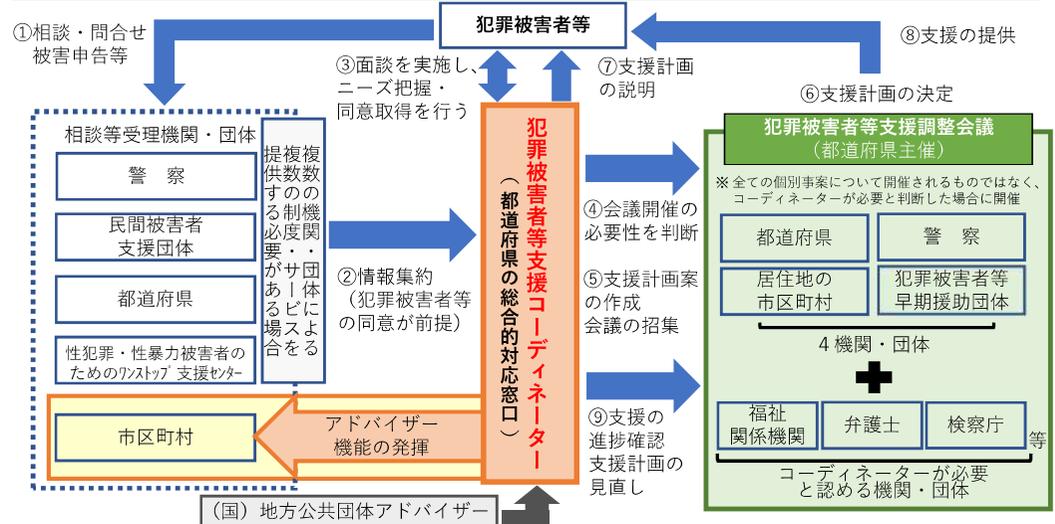
【その他の関係機関・団体】

(共通)  
・多機関ワンストップサービスに参画  
・犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供

第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築

- 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化
  - ・ 条例制定・計画策定の促進  
→ 方策：制定・策定の意義や実効的な事項等の **情報提供の充実**
  - ・ 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化  
→ 方策：連携強化等に関する **好事例、先進的取組の紹介**
- 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現
  - ・ 多機関ワンストップサービスの在り方 (右図参照)
  - ・ 機関内ワンストップサービスの在り方  
→ 方策： **地方公共団体職員向け研修**の実施・研修素材の提供  
**コーディネーター向け専門的研修**の実施  
**地方公共団体アドバイザー**の配置・運用  
**専門的知見・ノウハウの活用**  
**手引き**の作成・提供  
ワンストップサービス実現のための **援助の検討**

先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み（例）



第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

- 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化
  - ・ 既存の各種制度・サービスの活用
  - ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化  
→ 方策：提供する **機関・団体間の連携強化**、制度・サービスの **継続的な周知**  
特化制度・サービスの導入検討に資する **情報の集約・提供**
- 犯罪被害者等支援におけるDX推進
  - ・ 犯罪被害者等の負担軽減、支援者の利便性向上  
→ 方策：犯罪被害給付制度の裁定申請等 **手続のオンライン化**  
**犯罪被害者等のためのポータルサイト**の充実  
**オンライン面接等**の活用  
**支援者向けのポータルサイト**の開設  
支援者向け **研修におけるオンライン**の活用

警察庁丙犯被発第 30 号  
令和 6 年 7 月 18 日

都道府県知事  
各市町村長 殿  
特別区長

警察庁長官官房長  
(公印省略)

### 地方における途切れない支援の提供体制の強化について（通知）

平素より犯罪被害者等施策の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

犯罪被害者等施策については、これまでも「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）等に基づき推進しているところ、今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）を受けて、警察庁において開催した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめ（別添）を踏まえ、犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現に向け、必要な施策を実施することとされたところであります。

貴職におかれては、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念等を踏まえ、本取りまとめの「Ⅲ 地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言」（以下「提言」という。）の趣旨を御理解の上、下記の事項について御留意いただき、管内の関係機関・団体と連携して地方における途切れない支援の提供体制の強化に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

#### 記

#### 1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割（提言第 1 関係）

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるよう講ぜられる必要がある。

犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとされ、提言においては、都道府県及び市区町村（区は特別区をいう。以下同じ。）それぞれの役割がより具体的に示されているところ、特に、広域自治体である都道府県において、域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進し、市区町村や民間被害者支援団体に対する支援を行うとともに、下記に述べる多機関ワンストップサービスの中核的役割を担うことなどが期待される。

また、市区町村にあつては、住民にとって最も身近な基礎自治体であり、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関・団体と連携し、域内の犯罪被害者等施策を推進することなどが期待される。

都道府県及び市区町村は、犯罪被害者等支援においてその役割を積極的に果たしつつ、域内の機関・団体とそれぞれの役割について相互に認識を共有し、連携して対応されたい。

## 2 地方における途切れない支援の提供体制の構築（提言第2関係）

### (1) 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化

#### ア 犯罪被害者等支援のための条例制定・計画策定の促進

犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例（以下「特化条例等」という。）及び犯罪被害者等支援のための計画等（以下「計画等」という。）は、域内において総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を推進する根拠となるほか、犯罪被害者等が利用できる支援制度・サービス等を住民に示すものとして重要な意義を有していると考えられる。

都道府県及び市区町村は、引き続き、警察庁が行う特化条例等の制定及び計画等の策定状況に関する情報提供を参考とし、各自の現状を踏まえつつ、犯罪被害者等の視点に立った取組の推進に努めるようお願いする。

#### イ 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化

個別事案において犯罪被害者等へ適切に支援を提供するには、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が各層において顔の見える関係を作り、基本認識等を共有し、相互理解を深めておくことが肝要である。

そこで、取りまとめの別添1を参考に、都道府県は、域内の関係機関・団体の代表者及び実務担当者でそれぞれ構成される会議体を設け、出席者に応じた犯罪被害者等支援に関する情報交換や協議、訓練等を行い、都道府県全体の対応能力の向上と関係機関・団体の連携強化を図られたい。

また、全ての市区町村は、特化条例等及び計画等の有無にかかわらず、上記の都道府県で開催される代表者及び実務担当者会議に参加するほか、市区町村レベルで活動する関係機関・団体の実務担当者等で構成される会議を開催し、円滑な連携・協力を行うことができる関係を構築されたい。

なお、これらの会議体については、現状、都道府県警察本部を単位とした都道府県レベルの被害者支援連絡協議会及び警察署等を単位とした市区町村等が参加する被害者支援地域ネットワークが設置されているところ、当該枠組みを合理的に活用することも考えられる。この際、提言における都道府県や市区町村に期待される役割を踏まえると、都道府県及び市区町村は、都道府県警察と協力して事務局に参画するなど、その運営により主体的に関与することが望ましい。

### (2) 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

犯罪被害者等支援においては、犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その後は必要な支援が関係機関・団体によって一元的に途切れなく提供